

社 保の栞

「短期滞在手術等基本料」を算定した場合における 福祉医療費公費負担事業に係る一部負担金の取扱いについて (通知)

平成27年 3月10日

広島県健康福祉局長

〒730-8511 広島市中区基町10-52

医療保険課

こども家庭課

障害者支援課

福祉医療行政につきましては、日ごろから御協力を頂き、厚くお礼を申し上げます。

このことについて、本事業における「乳幼児(90)」「ひとり親家庭(92)」「重度(91)」の3区分の受給者が入院し、短期滞在手術等基本料が算定された場合、次のとおり取扱うこととしましたので通知します。

また、併せて貴会会員への周知について御配慮いただきますようお願いいたします。

- 1 保険医療機関における入院（短期滞在手術等基本料を算定する入院も含む）の際の本事業に係る一部負担金は、入院日数分を徴収すること。
- 2 保険医療機関において、短期滞在手術等基本料を算定する入院が月をまたいだ場合は、手術又は検査を行った月に、当該入院の合計日数分の一部負担金を患者負担として徴収すること。（取扱いは別紙1、2のとおり）
- 3 本通知の適用は、平成27年4月1日診療分からとする。
- 4 各市町によって一部負担金の取扱い（限度日数等）は異なりますので、必ず受給者証で確認してください。

- 医療保険課 企画管理グループ 山田（福祉医療月報、実績報告等）
電話 082-513-3212（ダイヤルイン）
- こども家庭課 家庭グループ 広田（乳幼児医療、ひとり親家庭）
電話 082-513-3173（ダイヤルイン）
- 障害者支援課 自立・就労グループ 藤川（重度心身障害者）
電話 082-513-3157（ダイヤルイン）

別紙1

短期滞在手術等基本料を算定する入院において、月をまたいだ場合について

【事例①】 4月29日に入院。4月30日に手術又は検査を行い、5月3日に退院。

4月				5月			
27	28	29	30	1	2	3	4
		○	●	○	○	○	

●：診療報酬を算定する日(事例②、③も同様)

○：診療報酬を算定しない日(事例②、③も同様)

⇒4月に5日分の一部負担金を徴収し、残額を福祉医療費公費負担分として請求する。

【事例②】 4月29日に入院。5月1日に手術又は検査を行い、5月3日に退院。

4月				5月			
27	28	29	30	1	2	3	4
		○	○	●	○	○	

⇒5月に5日分の一部負担金を徴収し、残額を福祉医療費公費負担分として請求する。

【事例③】 4月29日に入院。4月30日に手術又は検査を行い、5月3日に薬剤が支給され、退院。

4月				5月			
27	28	29	30	1	2	3	4
		○	●	○	○	●	

↑薬剤支給

⇒4月に5日分の一部負担金を徴収し、残額を福祉医療費公費負担分として請求する。

退院時の薬剤支給のため5月3日にも診療報酬を算定しているが、一部負担金が重複しないよう、5月は一部負担金を徴収せずに全額を福祉医療費公費負担分として請求する。

別紙2

短期滞在手術等基本料を算定する入院におけるレセプト記載方法について

各市町によって一部負担金の取扱い(限度日数等)は異なりますので、必ず受給者証で確認してください。自己負担が生じない場合は、0円と記載してください。

【事例①】 4月29日に入院。4月30日に手術又は検査を行い、5月3日に退院。

4月診療分レセプト (医科入院、91)

療養の給付	保険	請求点 10,000点	※決定点	負担金額 円
	公費①	点	※点	1,000円
	公費②	点	※点	円

○5月分は発生しない。
○摘要欄に、次のとおり記載。
「短手、4/29～5/3(5日間)」

5月診療分レセプト (医科入院、91)

療養の給付	保険	請求点	※決定点	負担金額 円
	公費①	点	※点	0円
	公費②	点	※点	円

○5月分は発生しない。
○摘要欄に、次のとおり記載。
「4月レセ、短手4/29～5/3算定、一部負担金徴収済み」

【事例②】 4月29日に入院。5月1日に手術又は検査を行い、5月3日に退院。

4月診療分レセプト (医科入院、91)

療養の給付	保険	請求点	※決定点	負担金額 円
	公費①	点	※点	0円
	公費②	点	※点	円

○4月分は発生しない。
○摘要欄に、次のとおり記載。
「5月レセ、短手4/29～5/3算定、5/1手術予定」

5月診療分レセプト (医科入院、91)

療養の給付	保険	請求点 10,000点	※決定点	負担金額 円
	公費①	点	※点	1,000円
	公費②	点	※点	円

○摘要欄に、次のとおり記載。
「短手、4/29～5/3(5日間)」

【事例③】 4月29日に入院。4月30日に手術又は検査を行い、5月3日に薬剤が支給され、退院。

4月診療分レセプト (医科入院、91)

療養の給付	保険	請求点 10,000点	※決定点	負担金額 円
	公費①	点	※点	1,000円
	公費②	点	※点	円

○摘要欄に、次のとおり記載。
「短手、4/29～5/3(5日間)」

5月診療分レセプト (医科入院、91)

療養の給付	保険	請求点 300点	※決定点	負担金額 円
	公費①	点	※点	0円
	公費②	点	※点	円

○摘要欄に、次のとおり記載。
「4月レセ、短手4/29～5/3算定、一部負担金徴収済み」

※ 4月に短期滞在手術等基本料を算定し、5月に入って入院日数に変更となった場合(例:5/3退院→5/2退院)は、4月診療分レセプトの修正をお願いします。レセプト提出後の調整方法については、各審査支払機関へご連絡ください。

検査料の点数の取扱いについて

(日本医師会医療保険課作成)

新たに保険適用が認められた検査

平成26年12月26日 保医発1126第1号 (平成27年1月1日適用)

平成27年12月19日 保医発0219第1号 (平成27年2月19日一部訂正〔訂正箇所=二重下線部〕)

No.1

測定項目	Mac-2結合蛋白 (M2BP) 糖鎖修飾異性体
商品名	HISCL M2BPGi 試薬 (シスメックス株式会社)
区分	E3 (新項目)
測定方法	化学発光酵素免疫測定法
主な測定目的	血清中のMac-2 Binding Protein (M2BP) 糖鎖修飾異性体の測定 (肝臓の線維化進展の診断の補助)
参考点数	D215-2 肝硬度測定 200点
関連する留意事項の改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成26年3月5日保医発0305第3号)の別添1(医科診療報酬点数表に関する事項)の第2章(特掲診療料)を以下のように改める。</p> <p>第3部 検査</p> <p>D215-2 肝硬度測定</p> <p>(1) <u>肝硬度測定は、汎用超音波画像診断装置のうち、使用目的、効能又は効果として、肝臓の硬さについて、非侵襲的に計測するものとして薬事法上の承認を得ているものを使用し、肝硬変の患者(肝硬変が疑われる患者を含む。)に対し、肝臓の硬さを非侵襲的に測定した場合に、原則として3月に1回に限り算定する。ただし、医学的な必要性から3月に2回以上算定する場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的根拠を詳細に記載すること。</u></p> <p>(2) <u>Mac-2結合蛋白 (M2BP) 糖鎖修飾異性体</u></p> <p><u>ア Mac-2結合蛋白 (M2BP) 糖鎖修飾異性体は、区分番号「D215-2」肝硬度測定</u> <u>の所定点数に準じて算定する。なお、判断料については、区分番号「D026」検体検査判断料「3」の生化学的検査(I)判断料を算定する。</u></p> <p><u>イ 本検査は、2ステップサンドイッチ法を用いた化学発光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。</u></p> <p><u>ウ 本検査と区分番号「D007」血液化学検査「38」のプロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド(P-Ⅲ-P)若しくはⅣ型コラーゲン、同区分「40」のⅣ型コラーゲン・7S、同区分「43」のヒアルロン酸又は同区分「51」のプロリルヒドロキシラーゼ(PH)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u></p>

新たに保険適用が認められた検査

平成27年1月30日 保医発0130第1号(平成27年2月1日適用)

平成27年2月19日 保医発0219第1号(平成27年2月19日一部訂正〔訂正箇所＝二重下線部〕)

No.1

測定項目	BRAF V600
商品名	コバス BRAF V600 変異検出キット (ロシュ・ダイアグノスティックス株式会社)
区分	E3(新項目)
測定方法	リアルタイムPCR法
主な測定目的	癌組織から抽出したゲノムDNA中のBRAF遺伝子変異(V600E)の検出 (バムラフェニブの悪性黒色腫患者への適応を判定するための補助に用いる)
参考点数	N005-2 ALK融合遺伝子標本作製 6,520点
関連する留意事項の改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成26年3月5日保医発0305第3号)の別添1(医科診療報酬点数表に関する事項)の第2章(特掲診療料)を以下のように改める。</p> <hr/> <p>第13部 病理診断 第1節 病理標本作製料</p> <p>N005-2 ALK融合遺伝子標本作製</p> <p>(1) ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。</p> <p>(2) <u>BRAF V600</u></p> <p>ア <u>BRAF V600は、区分番号「N005-2」ALK融合遺伝子標本作製の所定点数に準じて算定する。なお、判断料については、病理診断料・判断料は算定せず、区分番号「D026」検体検査判断料の「1」尿・糞便等検査判断料を算定する。</u></p> <p>イ <u>本検査は、根治切除不能な悪性黒色腫患者に対して、BRAF阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、リアルタイムPCR法により行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。</u></p>

No.2

測定項目	IgG2
商品名	N-抗血清 IgGサブクラス (シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社)
区分	E3 (新項目)
測定方法	ネフェロメトリー法
主な測定目的	血清又は血漿中の免疫グロブリンGサブクラス (IgG2) の測定
参考点数	D014 自己抗体検査 29 IgG4 388点
関連する留意事項の改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)の別添1(医科診療報酬点数表に関する事項)の第2章(特掲診療料)を以下のように改める。</p> <hr/> <p>第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D014 自己抗体検査 (1)~(18) 略 (19) <u>IgG2</u> ア <u>IgG2は、区分番号「D014」自己抗体検査「29」IgG4の所定点数に準じて算定する。</u> イ <u>本検査は、ネフェロメトリー法による。</u> ウ <u>本検査は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。なお、本検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> (20)~(25) 略</p>

(日本医師会医療保険課)

団体定期保険 反社会的勢力への対応について

当会にて契約しております団体定期保険(グループ保険)につきまして、反社会的勢力との関係遮断の一環として、保険契約を解除する根拠となる「重大事由」に以下の内容が記載され、万一、反社会的勢力が混入した場合に、保険金・給付金などが支払われないよう対応しております。

(経理課)

契約者・被保険者・保険金などの受取人が、暴力団などの反社会的勢力に該当すると認められるとき、または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるときなど